

高松市立幼稚園規則の 一部改正について

健康福祉局 こども保育教育課

1

議案第 16 号

1 例規整備の概要

乳児等通園支援事業を実施する市立幼稚園においては、満3歳となった幼児から保育をできることとするため、関係条文を整備するもの。

(1) 導入する理由

幼稚園において「乳児等通園支援事業」を実施する場合、対象年齢は満3歳未満までであり、満3歳となった翌年度の4月までは、幼稚園の利用ができなくなるため、「乳児等通園支援事業」を実施する市立幼稚園においては、満3歳児保育を導入する。

(2) 導入施設

令和8年4月～ 国分寺南部幼稚園

2

2 主な内容及び該当条項

・高松市立幼稚園規則の一部改正：第3条及び第9条関係

乳児等通園支援事業を実施する幼稚園においては、満3歳に達する日の翌日が属する月の翌月からその幼児の保育をできることとするため、当該事業を実施する幼稚園の教育年限及び入園資格を次のように見直すもの。

3 施行期日等

令和8年4月1日

4 新旧対照表

高松市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

高松市教育委員会教育長 小柳和代

高松市教育委員会規則第 号

高松市立幼稚園規則の一部を改正する規則

高松市立幼稚園規則（昭和51年高松市教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教育年限） 第3条 幼稚園の教育年限は、3年以内とする。 2 前項の規定にかかわらず、乳児等通園支援事業を実施する幼稚園の教育年限は、<u>4年以内とする。</u> （入園資格） 第9条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する3歳から小学校に入学するまでの幼児（<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を除く。</u>）とする。 2 前項の規定にかかわらず、乳児等通園支援事業を実施する幼稚園	（教育年限） 第3条 幼稚園の教育年限は、3年以内とする。 [新設] （入園資格） 第9条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する3歳から小学校に入学するまでの幼児とする。 [新設]

に入園することができる者は、市内に住所を有する満 3 歳から小学校に入学するまでの幼児（満 3 歳に達する日の翌日が属する月の月末までの間にある者を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（改正理由）

乳児等通園支援事業を実施する市立幼稚園においては、満 3 歳となった幼児から保育をできることとするため、関係条文を整備するものです。

令和 7 年第 5 回高松市議会定例会 提出議案に対する意見の申出について

教育局総務課

6

報告事項 1

令和 7 年第 5 回高松市議会定例会提出議案に対する 意見の申出について

令和 7 年第 5 回高松市議会定例会提出議案を提出するに当たり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
「意見は特にありません」との回答をしたもの。

議題

1. 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
2. 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について
3. 財産の取得について（給水機一式）
4. 工事請負契約の締結について（サンクリスタル高松大規模改修に伴う電気設備工事）

7

1. 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

報告事項 1

1 例規整備の概要

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、令和8年4月1日以降における職員等の旅費を見直すため、関係条文を見直すもの。

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(1) 高松市職員等の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という。)の一部改正 ア 旅費は旅行に要する実費を弁償するためのものとして種目及びその内容に基づき計算することとするもの イ 旅費の種目それぞれについて、その内容を次のように見直すもの (ア) 鉄道賃 ①寝台料金を支給対象に加えるもの ②運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級(市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とするもの ③座席指定料金の支給要件を乗車区間が片道100キロメートル以上のものから片道50キロメートル以上のものに変更するもの (イ) 船賃 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級(市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とするもの (ウ) 航空賃 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級(市長が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とするもの (エ) その他の交通費(旧車賃) レンタカー、借上げタクシー、借上げバスそれぞれの代金について旅費の支給対象とするもの	第1条 第7条関係 第6条、第8条～第17条関係

8

1. 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

報告事項 1

2 主な内容及び該当条項

主な内容						該当条項
(オ) 宿泊費(旧宿泊料) 定額での支給を廃止し、規則で定める上限の額の範囲内で実費を支給するもの						
都道府県	市長・議長・副議長・議員・副市長・病院事業管理者・教育長・代表監査委員	局長級以下	都道府県	市長・議長・副議長・議員・副市長・病院事業管理者・教育長・代表監査委員	局長級以下	
北海道	18,000	13,000	石川県	13,000	9,000	
青森県	15,000	11,000	福井県	14,000	10,000	
岩手県	13,000	9,000	山梨県	17,000	12,000	
宮城県	14,000	10,000	長野県	15,000	11,000	
秋田県	15,000	11,000	岐阜県	18,000	13,000	
山形県	14,000	10,000	静岡県	13,000	9,000	
福島県	11,000	8,000	愛知県	15,000	11,000	
茨城県	15,000	11,000	三重県	13,000	9,000	
栃木県	14,000	10,000	滋賀県	15,000	11,000	
群馬県	14,000	10,000	京都府	27,000	19,000	
埼玉県	27,000	19,000	大阪府	18,000	13,000	
千葉県	24,000	17,000	兵庫県	17,000	12,000	
東京都	27,000	19,000	奈良県	15,000	11,000	
神奈川県	22,000	16,000	和歌山県	15,000	11,000	
新潟県	22,000	16,000	鳥取県	11,000	8,000	
富山県	15,000	11,000	島根県	13,000	9,000	
			岡山県	14,000	10,000	
			広島県	18,000	13,000	
			山口県	11,000	8,000	
			徳島県	14,000	10,000	
			香川県	21,000	15,000	
			愛媛県	14,000	10,000	
			高知県	15,000	11,000	
			福岡県	25,000	18,000	
			佐賀県	15,000	11,000	
			長崎県	15,000	11,000	
			熊本県	20,000	14,000	
			大分県	15,000	11,000	
			宮崎県	17,000	12,000	
			鹿児島県	17,000	12,000	
			沖縄県	15,000	11,000	

9

1. 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

報告事項 1

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
(カ) 包括宿泊費 バック旅行に要する費用として新たに支給するもの (キ) 宿泊手当(旧日当、旧旅行雑費、旧食卓料) 宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として支給するもの (ク) 転居費(旧移転料) 赴任に伴う転居に要する費用とし、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額を支給するもの (ケ) 着後滞在費(旧着後手当) 赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、5夜分を限度として、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給するもの (コ) 家族移転費(旧扶養親族移転料) 赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、同居家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した額(交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額)に相当する額を支給するもの ウ 市外の勤務場所に勤務する職員が退職した場合において、その職員が退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住した場合に旅費を支給することとするもの エ 旅行役務提供者の定義を定め、市が旅行役務提供契約を締結した旅行役務提供者に支払うべき金額があるときには、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができることとするもの オ 退職等となった職員が家族を移転するときは、退職者等に支給する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する額を加えることとするもの	第3条関係 第2条、第3条関係 第19条関係

10

1. 高松市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

報告事項 1

2 主な内容及び該当条項

主な内容	該当条項
カ 天災その他やむを得ない事情がある場合には、退職者へ支給する旅費の対象とする期間を延長することができるもの	第19条関係
キ 遺族に支給する旅費については、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとするもの	第20条関係
ク 旅費の支給額の上限について定めるもの	第22条関係
ケ 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合には、旅費を支給しないことができることとするもの	第23条関係
コ 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、出張命令簿等に必要事項を記載又は記録をし、当該旅行者に通知をして行わなければならないこととするもの	第4条関係
サ 出張命令権者が認める場合には、住所及び居所に加え、出張命令権者が認める場所を離れて旅行することを出張の定義に加えるもの	第2条関係
シ イに伴い、所要の規定整備をするもの	旧第16条、旧第22条、旧附則第3項、旧別表第1、旧別表第2関係
ス 所要の規定整備をするもの	第1条、第2条、第18条、第21条、第24条～第26条関係

3 施行期日等

令和8年4月1日

11

2. 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

報告事項 1

1 例規整備の概要

高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、高松市田井こども園が新園舎の完成後に移転することに伴い、高松市田井こども園の所在を変更するもの。

2 主な内容及び該当条項

主な内容		該当条項
(1)	幼保連携型認定こども園の名称及び所在を定める表に記載された幼保連携型認定こども園のうち、高松市田井こども園の所在を次のように改正するもの	別表関係
	改正前 高松市牟礼町牟礼 1 0 0 番地 1	
	改正後 高松市牟礼町牟礼 1 2 4 3 番地 2	

3 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲で規則で定める日

12

4 新旧対照表

報告事項 1

議案第 号

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成 2 6 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正します。

令和 7 年 9 月 日提出

高松市長 人 西 秀 人

高松市幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

高松市幼保連携型認定こども園条例（平成 2 6 年高松市条例第 4 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
(名称及び所在)		(名称及び所在)	
第 2 条 略		第 2 条 幼保連携型認定こども園の名称及び所在は、別表のとおりとする。	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	所在	名称	所在
略		略	

13

高松市田井こども園	高松市牟礼町牟礼1243番地2	高松市田井こども園	高松市牟礼町牟礼100番地1
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

高松市田井こども園の移転に伴い、関係条文を整備するものです。

3. 財産の取得について

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 取得する財産の名称・規格・数量

名称 給水機一式（高松市立小学校分）

規格 給水機、浄水器

数量 46セット

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 29,449,200円

4 契約の相手方 高松市紺屋町3番地3

ホシザキ四国株式会社 代表取締役 金子 秀夫

4. 工事請負契約の締結について

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- 1 契約の目的 サンクリスタル高松大規模改修に伴う電気設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 832,150,000円
- 4 契約の相手方 栗原・讃州特定建設工事共同企業体
代表者 高松市観光通二丁目5番16号
栗原工業株式会社四国支店 支店長 上原 章夫
構成員 高松市寺井町239番地1
讃州電気工事株式会社 代表取締役社長 佐藤 隆男

令和 7 年第 5 回高松市議会定例会
答弁要旨について

教育局総務課

報告事項 2

1 日程等

日程	質問者		質問項目数
9 月 1 1 日	代表質問	斉藤 修 議員（自由民主党清新会）	3
		山西 朋子 議員（市民フォーラム21）	2
9 月 1 2 日	代表質問	中村 伸一 議員（公明党議員会）	1 4（うち、参考 1）
	質疑	藤沢 やよい 議員（日本共産党議員団）	2（うち、参考 2）
9 月 1 6 日	一般質問	香川 洋二 議員（自由民主党清新会）	3
		白石 義人 議員（自由民主党議員会）	2
		岡田 まなみ 議員（日本共産党議員団）	4
		杉本 勝利 議員（自由民主党清新会）	8
9 月 1 7 日	一般質問	五条 陽子 議員（無所属）	3
		北谷 悌邦 議員（自由民主党清新会）	5

日程	質問者		質問項目数
9月18日	一般質問	辻 正彦 議員（自由民主党清新会）	4
		糸瀬 文史 議員（自由民主党清新会）	2
		大浦 真由美 議員（自由民主党清新会）	4
		前川 幸輝 議員（市民フォーラム21）	3（うち、参考1）
		横井 裕二 議員（自由民主党清新会）	1
9月19日	一般質問	崎山 美幸 議員（自由民主党清新会）	4
		牟禮 俊也 議員（自由民主党清新会）	3
		大見 昌弘 議員（自由民主党清新会）	2

第20回高松市子ども読書まつりの開催について

教育局中央図書館

20

1.開催概要

報告事項 3

(1) 名 称	第20回 高松市子ども読書まつり
(2) 趣 旨	子どもの読書活動を推進するため、ボランティア、学校、企業などと連携し、子どもたちが楽しみながら本と出会う機会を提供します。
(3) 日 時	令和7年11月2日（日）午前10時～午後4時
(4) 場 所	高松国分寺ホール （国分寺町新名430番地） 高松市国分寺図書館 （国分寺町新居1298番地）
(5) 主 催	高松市教育委員会・高松市
(6) 共 催	高松国分寺ホール指定管理者（日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体）
(7) 協 賛	株式会社 朝日段ボール

21

2. イベントスケジュール

報告事項3

	行事・展示名	時 間	場 所	協力団体名	申込
①	開会式・表彰式	10:00～11:00	国分寺ホール		要
②	絵本作家講演会・サイン会 『谷口智則さん講演会 絵本のアイデアポケット ～より絵本が楽しくなるヒミツ～』	13:30～15:30			
③	点訳絵本展示・体験	10:00～15:30		点字サークル・ライト	
④	伝承手づくりおもちゃを作って遊ぼう	13:00～15:30		伝承手づくりおもちゃの会	
⑤	ミニゲームコーナー	10:00～16:00		寄贈▶(株)朝日段ボール	
⑥	プレゼント引き換えコーナー	10:00～16:00			
⑦	移動図書館車ララ号	10:00～16:00			
⑧	おはなし会	10:05～15:45		読書ボランティア団体	
⑨	作品展 調べる学習コンクール作品・読書感想画作品	10/25(土)～11/6(木)	国分寺図書館	寄贈▶(株)朝日段ボール	

22

3. 各イベント（申込要）

報告事項3

絵本作家講演会&サイン会
絵本のアイデアポケット ～より絵本が楽しくなるヒミツ～



絵本作家
谷口 智則 氏

【代表作】「100にんのサンタクロース」
「くいしんぼうのクジラ」

【講師】たにぐち ともり 谷口 智則 氏
 【場所】国分寺ホール
 【時間】(講演会) 午後1時30分～午後3時
 (サイン会) 午後3時 ～午後3時30分
 【対象】幼児～一般
 【定員】(講演会) 200名程度
 (サイン会) 30名先着順
 【申込】令和7年10月7日(火) 9時30分から
 電話 又は 申込フォーム にて受付

23

4. 各イベント（申込不要）

表彰式及び作品展

- 【時間】 10：00～11：00
 【内容】 下記コンクールの最優秀賞・優秀賞の表彰
 ○第20回 高松市子ども読書まつり 読書感想画展
 ○第14回 高松市 図書館を使った調べる学習コンクール
 【作品展】 10月25日（土）～11月6日（木）開館時間中
 国分寺図書館 研修展示室にて展示

おはなし会

- 【時間】 10：05～15：45分 各回20分程度
 【内容】 絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊びなど
 【団体】 えほんくらぶ、おはなしほけっと、コットンツリーの会、
 高松 本とおはなしの部屋、伝々虫、
 まいまい塾ネットワーキング、
 村山壽子研究会（五十音順）

点訳絵本展示・体験

- 【時間】 10：00～15：30
 【内容】 点訳絵本の展示・点字で名刺づくり等
 【団体】 点字サークル・ライト

伝承手づくりおもちゃを作って遊ぼう

- 【時間】 13：00～15：30
 【内容】 びゅんびゅんごま・ぱっちゃん・かざぐるま 等
 【団体】 伝承手づくりおもちゃの会

ミニゲームコーナー

- 【内容】 輪投げ・ストラックアウト

プレゼント引き換えコーナー

- 【内容】 会場にあるスタンプを3個集めるとプレゼントと
 交換できる

移動図書館車（ララ号）

- 【内容】 移動図書館車（ララ号）の設置、本の貸出

令和7年度 幼稚園・こども園訪問について

健康福祉局こども保育教育課

25

本年度の重点

「誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育」「高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育」

報告事項 4

① 生きる力を育む学校教育の充実

○就学前教育の充実

- ・ 「高松っ子いきいきプラン改訂版」に基づき、幼児の発達や興味・関心等を踏まえながら、一人ひとりの育ちを見通した質の高い教育・保育の提供
- ・ 基本的な生活習慣の形成、小学校以降の生活や学習の基礎につながる教育内容の充実、自尊感情や他人を思いやる心などの非認知スキルの育成 等
- ・ 豊かな感性や探究心、運動に親しむ態度を育み、豊かな心と体を育む特色ある就学前教育の推進
- ・ 子育てに関する相談や情報提供、地域と連携した子育て支援の充実

○人権教育・体力づくりと健康教育・読書活動・食育・シビックプライドを育む教育の推進、豊かな感性と情操の育成 等

② 安全・安心で魅力ある教育環境の充実

- ・ ICT環境の整備・充実
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 保こ幼・小連携・接続の推進
- ・ 教員の資質・能力の向上
- ・ 学校における働き方改革・子どもの安全対策・防災教育の推進

③ 家庭・地域とともに育む教育力の向上

- ・ 家庭・地域の教育力の向上
- ・ 地域とともにある園づくりの推進

④ 保健・安全・給食に関する事項（こども園のみ）

26

①生きる力を育む学校教育の充実

園の環境を生かした質の高い教育・保育の提供



木陰で心地よい風を感じながら



少人数のメリットを活かし
ながら異年齢保育を実施す
る中、各クラス名が入った
クラス名掲示



園庭の梅を収穫して作った梅ジュース

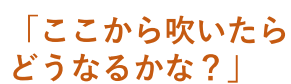


園庭のサクラamboを遊びに取り入れて

「やってみたい」心が動くように



試したい花を摘み取れる環境



じっくりと関われる環境

シビックプライドの芽生え



その地域の特産の果物を取り入れたキャラクター



園舎を模したキャラクターを作成。着ぐるみを作って園児が親しみがもてるように



29

壁面に感性や意図性

基本的な生活習慣



壁面構成を工夫
・経験の再現
・立体



望ましい習慣が身に付くように

30

②安全・安心で魅力ある教育環境の充実

ICTを活用して



保育業務支援システム(コドモン)を活用
☆登降園管理→出席簿に反映



ドキュメントや保育カンファレンス
への活用



補助教材として活用

31

③家庭・地域とともに育む教育力の向上

教員の資質向上



保育カンファレンスを
視覚的に共有する工夫



トピックス
(保育業務支援システムも活用)



未就園児親子と園児の触れ合い

32

④保健・安全・給食に関する事項

※ こども園のみ



ミニトマト栽培にネットを活用
・誤飲防止

令和 7 年

第 5 回高松市議会（定例会）

答 弁 要 旨

9 月議会

高松市教育委員会

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
9月11日	代表質問 斉藤 修 議員 (自由民主党清新会)	14 本市独自の防災教育の構築について 津波・高潮による浸水被害が想定される学校の防災教育	教育長	1
		24 教員が安心して働き続ける環境づくりについて (1) 若手教員の育成に関する課題認識と独自支援策	教育長	2
		(2) 経験豊富なベテラン教員の活用と、仕事と子育ての両立支援の取組	教育長	3
		8 本市に夜間中学を設置する必要性の認識と、今後の対応について	教育長	4
		9 学校給食調理場の単独校の整備について 老朽化と児童生徒数の変動を踏まえ、各調理場の計画的な整備を着実に推進し、子どもたちの健やかな成長を支える安全・安心な給食環境を早期に実現する考え	教育長	5
9月12日	代表質問 中村 伸一 議員 (公明党議員会)	1 放課後児童クラブの待機児童解消について (2) 待機児童の解消に向けて、品川区「すまいるスクール」のように、すべての児童を対象とした学校施設一体型運営の導入についての考え【参考】	市長	6
		3 いじめ防止基本方針の実効性と学校現場の対応状況について (1) いじめ防止基本方針の実効性を高めるための検証体制と改善の取組	教育長	6
		(2) いじめ根絶に向けて、スクールカウンセラー等の専門人材の活用並びに地域・家庭との連携をどのように強化していくのか	教育長	7
		4 多様な学びの支援について (1) 香川県の校内サポートルーム(KSR)研究指定校事業の高松市における成果と課題	教育長	7
		(2) 文部科学省の補助拡充を踏まえた、校内教育支援センターの設置校数の拡大と支援員・スクールカウンセラーの配置強化の考え	教育長	8
		(3) ICTを活用した不登校の児童・生徒に対する支援の体制	教育長	8
		5 GIGAスクール構想の成果と今後の展開について (1) GIGAスクール構想のこれまでの成果と、学校現場での活用状況	教育長	9
		(2) GIGAスクール構想第2期として、教育データ・生成AIの活用を含めた展開	教育長	9
		(3) ICT活用による教員支援と働き方改革への波及効果	教育長	10
		6 英語教育の充実について (1) タブレット端末を活用した、個別最適化された英語教育の推進	教育長	10

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
9月16日	質疑 藤沢 やよい 議員 (日本共産党議員団)	(2) 対話型・実践型の英語教育を充実させるための教材整備と教員の支援体制の構築をどのように進めていくのか	教育長	11
		(3) 東大和市のようなオンライン英会話授業の導入事例を参考にした、実践的英語学習の機会を拡充する考え	教育長	11
		7 学校の働き方改革について		
		(1) 最新の法改正を踏まえた学校の働き方改革に関する実施計画の策定と公表を行う考え	教育長	12
	一般質問 香川 洋二 議員 (自由民主党清新会)	(2) 総合教育会議において、教職員の健康管理を含む働き方改革をテーマとして取り上げる考え	教育長	12
		議案第90号 令和7年度高松市一般会計補正予算(第4号)について		
		(1) 放課後児童クラブ施設整備事業費678万8,000円		
		② 高松市こども計画の待機児童解消のテンポ、規模が全く実情に合っていないが、教育委員会と協議した結果はどうなったのか【参考】	健康福祉局長	13
	白石 義人 議員 (自由民主党議員会)	③ 空き教室などを活用し待機児童解消を急ぐ考え【参考】	健康福祉局長	13
		1 もりとみず基金について		
		(3) 大川村での体験活動等を含めた環境教育、総合学習を推進する考え	教育長	14
		5 政府骨太方針における教育分野について		
	岡田 まなみ 議員 (日本共産党議員団)	(1) 市立小中学校における生成AIの利活用状況と今後の展開及び学習者用デジタル教科書の導入状況	教育長	15
		(2) 高松第一高等学校における女子学生の理系分野への進学状況	教育長	15
		1 子育て支援について		
		(2) 子どもとスマートフォンやゲーム機との関わり		
	岡田 まなみ 議員 (日本共産党議員団)	① ネット・ゲーム依存を防止するに当たり、家庭内での工夫や子どもの自発的行動を促すための取組	教育長	16
		②「レンタル方式」を家庭教育の工夫の一つとして紹介するなど、学校やPTAを中心に、より一層広く周知啓発に取り組む考え	教育長	16
		3 教育問題について		
		(1) 小中学校給食費の無償化		
	岡田 まなみ 議員 (日本共産党議員団)	① 国による小学校給食費無償化の確実な早期実現のために、市としても積極的に後押しする考え	市長	17
		② 市としては国の予算待ちにならず、小中学校の無償化を実施する考え	市長	17
		③ おいしくて安全で栄養価が高い、子どもの成長や発達に資する学校給食を続ける考え	教育長	18

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
9月17日	杉本 勝利 議員 (自由民主党清新会)	(2) 教科書採択過程の公開 子どもたちが人権や平和を尊ぶ「社会の形成者」になるために重要な意味を持つ教科書採択であることから、傍聴に関するルールを明確に定めるなどして会議を公開すべきと考えるがどうか	教育長	18
		1 令和7年6月から職場の熱中症対策が義務化されたことを受けての職員の環境整備について		
		(1) 本市の学校給食調理場における熱中症対策の強化を図る考え	教育長	19
		3 本市の公共施設のバリアフリーについて		
		(3) 市立小中学校施設のバリアフリー化の現状と、今後推進していく考え	局長	19
		4 不登校児童生徒への対応について		
		(1) 学校以外の多様な学びの場や居場所の確保により、不登校児童生徒の学習権が十分に保障できるような取組	教育長	20
		(2) オンラインの活用による出席扱いの考え	教育長	20
		(3) 学校給食費の停止手続と周知		
		① 長期欠席時の給食停止手続とその周知状況	教育長	20
		② ホームページ等での制度案内と情報発信	教育長	21
		(4) 校内サポートルーム(KSR)の設置等		
		① 市立小中学校におけるサポートルーム(KSR)の設置状況	教育長	21
		② 外部有識者を交えた協議体の設置	教育長	21
	一般質問 五条 陽子 議員 (無所属)	2 部活動の地域展開について		
		(1) 部活動地域移行支援コーディネーターからなされた提案を、今後の施策にどのように反映していくのか	教育長	22
	北谷 悌邦 議員 (自由民主党清新会)	(2)「創造都市高松」として、文化部活動のスムーズな地域展開にどのように取り組んでいくのか	教育長	22
		(3) 部活動の今後の在り方について本市としてどう取り組むのか	教育長	23
		2 夏季休業中の子どもの居場所づくりについて		
		(1) 夏季休業中における児童の生活習慣の維持をどのように図るのか	教育長	24
		3 教育環境と学力の向上について		
		(1) 全国学力・学習状況調査で上位を目指す考え	教育長	24
		(2) トライアルステイ等にもつながるよう、学校教育の充実を推進して、シビックプライドの醸成を目指すことで、子どもたちが将来本市に定住し、本市の発展に寄与していくことに対する考え	教育長	25

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
9月18日	一般質問 辻 正彦 議員 (自由民主党清新会)	(3) デジタルを駆使した教育を更に推進する考え	教育長	25
		(4) 教員が集中して授業づくりや学力の向上に向けて取り組める環境づくりを、スピード感をもって推進していく考え	教育長	26
		1 読書文化について		
		(1) 市内の様々な場所で本が読める環境づくりに取り組む考え	教育長	27
	糸瀬 文史 議員 (自由民主党清新会)	(2) ビブリオバトル開催の経緯と現状、および活性化を図る考え	教育長	27
		(3) 読書活動の重要性を周知啓発していく考え	教育長	28
		(4) 「本のまち」としてのシティープロモーションを進める考え	教育長	28
		1 市立小学校にミストシャワーを設置する考えについて	局長	29
	大浦 真由美 議員 (自由民主党清新会)	2 小中学校における防犯対策訓練について	教育長	29
		2 市立小・中学校における熱中症対策について		
		(1) 「熱中症警戒アラート」の発表時を含む学校現場での対策	教育長	30
		(2) 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の対応と、保護者への周知方法	教育長	30
	前川 幸輝 議員 (市民フォーラム21)	(3) オンラインでの授業実施における環境整備	教育長	31
		(4) オンライン授業を実施できない場合の、家庭学習における対応	教育長	31
9月19日	横井 裕二 議員 (自由民主党清新会)	2 国分寺隕石と国分寺中学校の天体ドームについて		
		(1) 国分寺隕石40周年記念事業を協力して行う考え【参考】	健康福祉局長	32
		(2) 天体ドームを改修する考え	局長	32
		3 民間の持つスペースを自主学習スペースに活用する制度を創設する考えについて	教育長	33
	一般質問 崎山 美幸 議員 (自由民主党清新会)	3 高松プライドプロジェクトについて		
		3年目を迎える高松プライドプロジェクトについての現状と今後の展開	教育長	34
		6 子宮頸がん予防ワクチンの重要性について		
		(2) 学校において、子宮頸がん予防ワクチンの周知を他機関と連携して進めていく考え	教育長	35

日程	質問者	質問項目	答弁者	頁
		7 子どものトラブルに対する早期対応について		
		(1) 子どものトラブルに対する早期対応についての考え	教育長	35
		(2) 情報モラル教育の現状	教育長	36
		(3) SNSでのトラブルに対する未然防止の取組	教育長	36
	牟禮 俊也 議員 (自由民主党清新会)	1 今年8月の教員の処分に係る事案について		
		(1) 市民や保護者の信頼の回復に向け、市としてどのように受け止めているのか、市長としての率直な所感や今後の対応	市長	37
		(2) 今回の事案を受けての所感	教育長	37
		(3) 今後の再発防止に向けた具体的な方策	教育長	37
	大見 昌弘 議員 (自由民主党清新会)	4 市立小・中学校内の外構施設の老朽化対策について	局長	38
		5 福祉について		
		(2) 教育委員会の障がい者の雇用状況と今後の対応	局長	38